

仕 様 書

- 1 契約名
行政情報管理システム用ネットワーク機器賃貸借（203111）
- 2 契約内容
行政情報管理システム用ネットワーク機器の賃貸借
（機器明細は別紙1の通り。同等品も可能とする。）
- 3 設置場所
東三河広域連合の指定する場所
- 4 賃貸借期間
令和8年12月1日から令和13年11月30日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
なお、令和9年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、東三河広域連合はこの契約を解除等することが出来るものとする。
- 5 支払い方法
月払い
- 6 保守
 - （1）保守対応を行う拠点が豊橋市近郊にあること。
 - （2）確実に障害連絡等が行える保守・サポート体制を整備すること。
 - （3）障害が発生した場合、保守サポート時間内にあつては保守依頼の連絡を受けてから2時間以内に機器設置場所まで専門の技術者を派遣して第一次対応にあたり、業務に支障の無いよう速やかに正常な状態に回復させること。障害時、保守対応拠点と迅速・確実な連絡が行える体制を整備するとともに、担当者及び連絡先を明記した保守・サポート体制表を提出すること。保守については、メーカー支援のもと実施すること。
 - （4）保守サポート時間については、以下の時間帯に対応できること。
月曜日から金曜日 9時から17時まで
※祝日及び12月29日から1月3日までを除く
- 7 付帯事項
 - （1）機器の設置及び設定等
 - ア 機器の設置及び環境設定に係る一切は、メーカー支援のもと実施すること。
 - イ 設置作業については、外部施設向け LGWAN 接続系総合ネットワーク構築業者である NEC フィールドディング株式会社に賃貸人から発注すること。なお、作業の実施も本契約に含むこととする。

ウ 無線アクセスポイントは別紙3「無線LAN 整備エリア」に記載された全区画にて無線LAN が利用できるよう設置すること。また、設置後は電波環境調査を行い、電波が適切に受信できることを確認すること。確認の結果、適切に受信できない場所については再調整及び施工すること。

(2) 同等品で納品する場合の注意事項

同等品で納品する場合は、別紙1「機器明細」の機器と同等以上の性能を有する機器とし、かつ、別紙2「機器要求仕様書」に記載する仕様を満たす機器であること。

(3) その他

- ア リース物件に対する一般的な動産保険を適用すること。
- イ 賃貸借期間が満了し、またはこの契約が解除された場合には、東三河広域連合と協議のうえ、賃貸人の費用負担により速やかに機器を撤去しなければならない。
- ウ 機器展開後の梱包物は、賃貸人の費用負担にて責任を持って適正に廃棄すること。
- エ 管理者からの問い合わせに迅速に対応すること（電話対応、派遣対応等）。

【外部施設向け LGWAN 接続系総合ネットワーク構築業者】

NEC フィールディング株式会社

西日本インテグレーション統括部 中部第一営業部

担当：金子（かねこ） メール masahiro-kaneko@nec.com

8 納品物

- (1) 各種設計書
- (2) コンフィグ
- (3) その他必要な書類

9 機能証明等

調達機器・保守対応拠点申請

入札参加にあたって、調達機器及び保守拠点が仕様書に適合することを確認するため、調達機器・保守対応拠点申請書を製品カタログ等仕様がわかる資料とあわせて本連合に提出し、情報企画課が発行した調達機器・保守対応拠点確認書を受領すること。要求仕様書に記載の基準品以外による場合は、下記担当者へカタログ等仕様が分かるものを提示の上、電子システムにて申請し、システム上でも承認を得たものであることを上限とする。

【仕様の内容に係る問い合わせ】

東三河広域連合 総務部 総務課（豊橋市 総務部 情報企画課内）

担当 中村

TEL：0532-51-2083